

第13回教育委員会会議録

1. 日 時 令和2年2月21日(金)
開会：午後1時30分
閉会：午後3時08分
2. 場 所 筑後市役所 東庁舎 301会議室
3. 出席委員 教育長：中 村 英 司 委 員：齋 藤 百 合
委 員：久 保 大 委 員：下 川 博 大
委 員：吉 田 和 博
4. 事 務 局
教育委員会次長：森 田 欣 也 学校教育課長：坂 本 啓 悟
社会教育課長：山 田 邦 昭 人権・同和教育課長：古 賀 毅
学校教育課総務担当係長：堤 好 弘 教育指導主事：椎 窓 敏 広
指 導 主 事：木 下 善 弘 指 導 主 事：堤 豊
学校教育課学校再編担当係長：佐々木 稔 学校教育課学事担当係長：岩 村 聖 司
5. 書 記
学 校 教 育 課：牧 聖 也
6. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事

非公開議案

(1) 議案第7号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(令和2年度教育費予算について：各課)
(非公開で審議後、原案可決)

公開議案

(2) 議案第8号 筑後市教育職員の任用及び給与等に関する規則の一部改正につい
て

教育長 議案第8号 筑後市教育職員の任用及び給与等に関する規則の一部改正に
ついてお願いいたします。学校教育課長。

坂 本 それでは、資料3の1ページをご覧ください。

筑後市教育職員の任用及び給与等に関する規則になりますが、35人以下学級の先生に関連する規則になります。35人以下学級の先生につきましては、今は臨時職員ということになっておりますが、来年度から任用形態を変えらるということでフルタイムの任期付職員、会計年度任用職員じゃなくて任期付職員ということで言い換えるということにしております。その関係で改正を必要とする部分が出てきているということです。

任期付職員というふうになることによって、言葉の問題として任用という言葉を採用に換えないといけないということになりますので、例規の名称の「任用」を「採用」に換えるというようなことが出てきます。あと、細かくは根拠規定のところちょっと細かいんですけど、教育公務員特例法というものにのっかって給与等の条件を整備するみたいな表現を一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例というような文言に置き換える必要が出てくるとか、そういうような話がございます。

あと、臨時職員の場合は任用期間が原則6月を超えない範囲で、1回更新ができる。結果としては1年までというのが臨時職員の任用期間になります。これも変わらして、任期付職員は原則として3年以内ということになってます。3年以内ですが、筑後市では先生の場合は1年設定でいこうということで、この部分も任期につきましては4月1日から3月31日までという形に改めらる。そして、年度中途の場合は採用した日の属する年度の末までというような表現に置き換えていこうという内容で今回については改正をさせていただいてるものです。

以上です。

教育長 これは5ページの新旧対照表で分かるとかね。

坂本 分かります。改正後のところを見ていただいて、表題が、「任用」が「採用」に換わっているということになります。そして、第1条の「教育公務員特例法」という言葉が「筑後市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」という言葉に置き換わる。これで任期付職員の条件というものをうたっている部分なんです。ですので、その言葉に置き換えて、それ以外の分をこの条例で決めるというような流れになっています。そして、内容のところは言葉の問題でして、採用ということになりますが、採用条件を設定するということが追加をさせていただいているということになっています。任用期間は、言葉は任期という言葉を使うということになりますが、先ほど言いました臨時職員は任期付1回延長というのを、うちは3年以内を1年という規定にするということで4月1日から3月31日までというような規定にして、年度中途の任用の規定を第2条の2項で置いているというような内容であります。

以上です。

教育長 若干ややこしいところもあるようですが、何かご質問等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

久保 通常、常勤講師、非常勤講師と言いつたじゃないですか。それがなくなるわけですね。全部フルタイムになるんですか。

坂本 フルタイムは今もフルタイムです。

久保 だから、常勤講師、非常勤講師、前、簡単に分けていたじゃないですか。それがなくなるわけですか。全部4月1日から3月31日までといたら常勤になるわけ。

坂本 そうですね、常勤は常勤ですが。35人以下学級の先生は常勤です。常勤で、でも任期は1年ということになっていまして、更新はもちろんできるという形になりますので、非常勤はないでしょうね。

教育長 県費の場合は時間配置のが今の発想だから。市雇用の分とちょっと意味合いが違うね。

森田 制度がちょっと違います。

教育長 制度の違い。

久保 分かりました。

教育長 では、よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第8号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(3) 議案第9号 筑後市立小中学校管理規則の一部改正について

教育長 続きまして、議案第9号 筑後市立小中学校管理規則の一部改正について提案をお願いします。学校教育課長。

坂本 では、資料4の1ページをご覧ください。

制度の改正の趣旨といたしましては、学校教育法が改正されまして、事務職員の位置づけというのがより重視される内容の改正になっています。背景としては働き方改革に基づいて、事務職員も学校経営に参画をするというような方向性で改正がされておりまして、具体的には今までは事務職員は学校の事務に従事するだったのが、事務をつかさどるという表現に変えてあるということと、今は学校事務職員の事務は共同実施という形でやっているんですけれども、それを共同学校事務室というものを設置することができる制度改正がされたこと。事務機能の強化のためにそういう組織の見直しができるような制度化がされたということになっておりまして、各自治体はこの制度改正に基づいて共同学校事務室を設置する動きになってきています。ですので、そういう動きを受けて

筑後市立小中学校管理規則を改正するというのが趣旨の1点目です。

それともう一つが、学校教育法に主幹教諭の規定がございますが、主幹教諭を置く場合に養護教諭及び栄養教諭が主幹教諭になることができるという内容の表現になっております。そういうふうになっておりますが、これは県の県立学校の管理規定の改正がその内容を踏まえて改正をされるということで通知がありました。市町村もその趣旨に沿って改正をしてくださいということで通知が来ましたので、改めて見直して今回提案をさせていただいているという内容になっております。具体的には4ページをご覧ください。

新旧対照表を見ていただければと思います。こちらのほうに今言いました学校教育法で主幹教諭は栄養教諭とか養護教諭ができるという部分に関連する改正が16条の2の2項ということになっておりますが、主幹教諭の下に「(児童生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を含む。)」という表現を加えております。そして、その次「第1項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは、養護教諭を置かないことができる。」、第1項には学校には養護教諭を置くという規定がここ省略されておりますが、第1項に書かれておまして、養護教諭の主幹教諭を置く場合は養護教諭を置かないことができるという規定をこちらのほうに追加しています。それと、次の4項のほうで特別な事情がある場合の規定として、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができるという内容、そして、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができるという内容、これは主幹教諭に関連する部分ではございません。今でもまだそのようにしておりますが、そういう規定も追加をさせていただいているということになっております。

ちなみに、栄養教諭もちろん主幹教諭になることはできますが、学校に必ず栄養教諭を置かないといけないという規定がもともとございません。ですので、栄養教諭、養護教諭とは違って、栄養教諭の主幹教諭を設置しても栄養教諭を置かないことができるという規定自体が必要になるということで養護教諭だけを置かないことができるという規定を加えさせていただいているということになっております。

それと、第6条の3の旧のほうに学校教育法の改正に伴って事務をつかさどるという表現を入れさせていただいておりますし、学校事務の共同実施というものを共同学校事務室というふうに置き換えて、その内容で規定を改めさせていただいております。

18条の2の2項も同様です。

以上です。

教育長 2つ、主幹教諭に係る部分と事務に係る部分、共同学校事務室の設置ということでの提案です。そもそも主幹教諭の分は、これまでは養護教諭が教頭の

試験は受けられたんですね。教頭、校長にはなっていたんですけど、主幹教諭を受験する資格がなかったんですよ。この要綱に養護教諭が入っていなかったんですよ。そういう流れから主幹教諭も受けてよかろうもんという話になって、受けたときに養護教諭が主幹になって担当として何をするのか、そういうことでこういう後書きというか、養護をつかさどるといようなことが入ってきて、養護教諭との兼ね合いということで置かないことができるというように、だから、主幹教諭に養護教諭を受験させるとなったときの手だてということで法改正がされてきたというように形です。

だから、養護教諭も主幹教諭を受験するようにだんだんできてきているところです。あとは事務のほうは今話があったとおりで、筑後市も共同学校事務室を二川小学校に来年度から置くということで、今、準備を進めているところです。基本的に教室を1つ構えて会議室を設けて、そこの校長先生がコーディネーターというか、もちろん事務の先生を含めて市内の事務の先生方が集まってというように形で行っていくというように感じます。

何かご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

久保 今の事務室の、ちょっと今分りにくかったんですけど、それぞれ各学校に小・中学校1人いるじゃないですか。今、二川小学校と出たけれども、ここに集まるわけですか。必要なときに。常時ではないんでしょう。

坂本 週に1回半日ぐらいというのを想定して集まろうという話になっています。

久保 そこで実施する内容。

坂本 計画をつくるんですけど、もちろん事務を共同ですということもございまして、職場をつくる便りみたいなのを発行しようかという話も出ております。あとは研修を企画しようということで、そういう話も出てくると思います。

久保 なるほど。そのトップが室長になってるから、せつかくなら、例えば事務長に。いやいや、いいです。分かりました。

教育長 いま一つは事務の合理化というか、人を減らすという発想では、もともとはあったのかもしれませんが、今のところそういう発想にはなっていないくて、事務の質を高めて、さっき課長が言ってくれたように経営参画という点で個々の能力がそれぞれあるので、どんな参画をしていいのかというのをある一定レベルにそろえて各学校でやっていくというか、だから、管理職を支えてもらう立場になっていくためには有効なのかなというふうに思って今進めようということで始めるところでございます。

それでは、採決に入らせていただきます。

議案第9号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(4) 議案第10号 筑後市立小中学校共同実施組織運営規程の全部改正について

教育長 続きまして、議案第10号 筑後市立小中学校共同実施組織運営規程の全部改正について提案をお願いします。学校教育課長。

坂本 その前の議案で筑後市立小中学校管理規則、共同学校事務室の話がございました。学校管理規則の中に共同学校事務室の組織運営に関し必要な事項は教育長が別に定めるという規定がございます。今は共同実施ですけれども、その関連でもともと筑後市立小中学校共同実施組織運営規程というものがございます。これについて共同学校事務室の設置をするに当たって規程の全部改正を行うものです。

内容を見ていただければと思いますが、全部改正になりますので、具体的な内容は4ページのところになります。これが共同学校事務室の運営規定ということになりまして、組織的には第2条に、共同学校事務室を置く学校は筑後市立二川小学校とするということで規定をしております。教育長の説明でもありました部屋をきちっと設けるということになります。そして、構成メンバーは各学校の事務職員ということですので、共同学校事務室には室長及び副室長を置くということにしたいと考えています。そして、第2条の下の7項に設置校の校長は——二川小学校の校長先生になりますが——は、共同学校事務室を監督するということになります。そして、これに関連する組織として共同学校事務室運営会議というものを設けたいと思っています。共同学校事務室を運営するに当たってどんな形で運営をしていくかということ協議していただくということになりますが、その構成は各学校の校長先生、事務職員、教育委員会、学校教育課長、教育委員会の担当職員ということで構成をさせていただきたいと思っております。会長は設置校の校長というような内容で挙げさせていただいております。

そして、共同学校事務室の業務は見ていただいたとおりですが、それとあとは6ページのほうに関係する組織としてもう一つ共同学校事務室協議会というものを設けたいと思っています。運営会議にかける前に少し共同学校事務室の協議をやって、そして運営会議、全体会にかけていくというようなイメージの組織になります。これの構成が設置校の校長、全部の学校の代表教頭、そして室長、副室長、学校教育課長、あとは教育委員会担当者というような構成で規定をしたいというふうに考えています。

以上です。

教育長 説明が終わりましたが、何かご質問ございませんでしょうか。こういう流れがあって、例えば今回の西牟田小学校の事務職の先生が研究所で経営参画とか、先生方の働き方改革にどう自分の仕事があるのかというようなことを前回は水田小学校、今、羽小の先生かな——がそういう取組をいろいろ、だか

ら事務職の先生方はこの新しい流れの中で自分の立場というか、一生懸命研究をされておりますので、恐らく集まって会議をすると活性化するのかなというふうな期待は持っているところでございます。

では、よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、議案第10号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。

(5) 議案第11号 筑後市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正について

教育長 続きまして、議案第11号 筑後市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部改正についてお願いします。学校教育課長。

坂 本 それでは、資料6の1ページをご覧ください。

筑後市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱ということで、通級教室はことばの教室とわかば教室、古川にあるものと筑後小学校にあるものとございまして、その分のわかば教室、筑後小学校にあるものの内容の変更ということになります。わかば教室の対象として、今は広川町、そして大木町、筑後市ということで対象児童の規定をしておりますが、大木町のほうに同様の教室が設置をされるということになることから、令和2年度以降につきましては大木町在住の方は大木町のほうに行かれるということで対象児童の要綱を改正させていただく。大木町を除くというような内容で改正をさせていただくということを考えています。具体的には3ページ以降に新旧対照表ということで書かせていただいております。対象児童のところは新旧対照表のとおり、削除言葉が出てくるということで、(入級)とか(退級)の部分もそのような改正になっております。

以上です。

教育長 実際、今もできているんだよね。令和元年度からスタートしているけど、まだ引継ぎでこっちに関わってもらっていたということで、正式に単独でいけるだろうということでございます。よろしいでしょうか。

(な し)

教育長 それでは、議案第11号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(6) 議案第12号 筑後市立中学校教育研究事業補助金交付要綱の一部改正について

教育長 続きまして、議案第12号 筑後市立中学校教育研究事業補助金交付要綱

の一部改正について提案をお願いします。学校教育課長。

坂 本 筑後市立中学校教育研究事業補助金交付要綱の改正です。内容は、中学校の先生方で中学校教育研究会という組織をつくっていただいております、その中で各教科の部会、教科外でも部会をつくっていただいております、毎年研究事業だったりとか、教科の部会をやったりとかというふうにしていただいております、成果もまとめていただいておりますということになっています。この活動に対して補助金を出させていただいております、30万円ぐらいのお金を交付させていただいておりますというふうなことでございます。

その中学校の教育研究事業補助金を交付するための交付要綱というのを筑後市で持っております、その内容の見直しが1点です。具体的に言いますと、監査等から補助対象事業というか、補助対象経費というものをきちんと要綱上に明記をするようにというふうな指示がございましたので、その整理を1つさせていただいております。もう一つは、同じように小学校でも研究協議を進める組織が市内にございまして、これも部会ごとに分かれて研究事業をされたりとか、その後の協議会を開かれていろんな活動をされております。そちらのほうにも60万円ちょっとお金を交付しておりますが、こちらのほうは補助金という形を取っておりませんで、委託料という形で財政的な援助をさせていただいております。これも監査等から補助金じゃなくて何で委託料かという指摘がございまして、協議をしました結果、委託料ではなくて補助金を交付するほうがより適正ではないかと、よりいいのではないかとということで見直しをしたというふうに考えています。見直しをするためには補助金交付要綱をつくらないといけない、そうしないと補助金交付ができないということで、その小学校に対応するものとしての補助金交付要綱をどう設置するかということで協議をいたしまして、今、補助金交付要綱としてあるのはこの中学校の研究事業補助金交付要綱しかございませんので、これにも小学校に適用できるような内容で改正をさせていただきたいということで、名称も筑後市立小中学校教育研究事業補助金交付要綱として、内容も小学校が適用できるような形に整備をさせていただきたいということです。

具体的な内容は4ページのほうに記載をさせていただいております。名称も小中学校ということで変えさせていただいて、あとは補助事業ということで、補助事業ごとの対象経費、補助対象団体、ここは中学校と小学校を2つ記載させていただいております、そのような内容で改正をさせていただいております。

以上です。

教育長 何かご質問ございませんでしょうか。

今回、大方さっきの予算計上でいうとどっちに入れると、中学校費、小学校

費。

坂本 それぞれ補助金は小学校費、中学校費と分けて計上します。
教育長 では、よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第12号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(7) 議案第13号 筑後市生涯学習推進員設置要綱の廃止について

教育長 それでは早速ですが、議案第13号 筑後市生涯学習推進員設置要綱の廃止について提案をお願いします。社会教育課長。

山田 資料8になります。筑後市生涯学習推進員設置要綱の廃止についてです。

1枚めくっていただきまして、例規審議ワークシートになります。筑後市生涯学習推進員の設置要綱を設けて設置しておりましたが、実は現在設置をしておりません。また、これまでも随分以前から設置の実績がありませんでしたし、今後についてもなかなかご活躍いただけるような場がないのかなと思って、今回廃止としております。

もう一枚めくっていただきまして、そもそも生涯学習推進員というのがどういった業務を担っていただいているかというのを3ページに今現在の要綱として挙げておりますが、筑後市における生涯学習の振興を図るために設置をするということです。地域での生涯学習の推進や関係機関が行う事業への協力ということで具体的に挙げておりますが、校区公民館長さん、それから、今でいけば各地域の公民館長さん方もこういった意識でやっていただいておりますので、今後についても任命の予定はございませんので、例規の整理という意味で廃止をさせていただきたいと思っております。

以上です。

教育長 説明は終わりました。実態がないので要綱を廃止するということでの提案でございます。ご質問ございませんでしょうか。

(なし)

教育長 それでは早速ですが、採決に入らせていただきます。

議案第13号について提案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。

(8) 議案第14号 筑後市地区公民館モデル育成事業補助要綱の廃止について

教育長 続きまして、議案第14号 筑後市地区公民館モデル育成事業補助要綱の

廃止について提案をお願いします。社会教育課長。

山 田 続きまして、資料9になります。筑後市地区公民館モデル育成事業補助要綱の廃止についてです。

また、1枚めくっていただきまして、例規審議ワークシートのほうをお願いいたします。

こちらのほうも現在、この要綱による公民館モデル育成事業については実施をしておりません。また今後についても予定がありませんので、廃止をしたいと思います。予算書をさかのぼりましたところ、平成21年度まで予算上は確保していましたが、実際、平成21年度も交付のほうはしていなかったみたいです。具体的な内容については1枚めくっていただきまして、3ページです。

要綱の題名からもお分かりだと思いますが、モデルの公民館事業を指定してモデル公民館事業について1年間市の補助金を出すことで頑張っていたという補助金ではありますが、今現在は3中学校区ごとに中央公民館の出張所という形でやっております。また、その3校区の中でもいろんな地区公民館を中心として活動をやっていると思いますので、わざわざこういった地区公民館モデル事業をしなくても、実際問題としてはそういった出張所機能でこれに代われると思っておりますので、これからも公民館の育成については大事だと思っておりますので、これからそういった形で出張所事業のほうで地区公民館のほうの育成については努力をしていきたいと思っておりますので、この補助金については廃止ということではさせていただきたいと思っております。

以上です。

教育長 説明が終わりました。何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第14号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 ありがとうございます。全員賛成で可決いたしました。

(9) 議案第15号 第2次教育振興基本計画・令和2年度教育施策要綱について

教育長 それでは、次は(9)議案第15号 第2次教育振興基本計画・令和2年度教育施策要綱について提案をお願いします。主任教育指導主事

椎 窓 資料10をご覧ください。

前回の教育委員会のときにお渡ししました、また校長会のほうでも配付をしまして、一定期間置きましていろいろご意見をいただく期間を設けたんですが、1点だけいただきました。5ページをご覧ください。

5ページに教育施策方針と体系がありますが、右側の主な施策の2つ目の枠、(3)のところの「人間関係」の前が以前は「好ましい」となっていたんですが、新学習指導要領の特別活動では「よりよい」というふうになっておりまして、ここが変換をし損ねておりましたので、「よりよい」というふうに変更しております。ご意見のほうはその1点だけでしたので、こちらで提案しております基本計画、また施策要綱で改訂できればと思っております。

以上です。

教育長 基本的には前回提示させていただきました内容からの変更点は今申し上げたところ、文言の整理ということで提案をさせていただきたいと思いますが、何か現時点でご指摘とかご意見とかありましたら、まだ修正は可能でございますので。

この写真掲載はオーケーだったの。

椎 窓 写真のほうは今回3枚ございますが、肖像権確認は取っております。許可をいただいています。

教育長 では、よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、議案第15号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いただきました。ありがとうございます。

(10) 議案第16号 令和2年度教職員研修実施計画について

教育長 それでは、議案第16号 令和2年度教職員研修実施計画について提案をお願いします。主任教育指導主事。

椎 窓 資料11をご覧ください。

令和2年度の実施計画を表裏で挙げております。

開催予定については、目的、また対象者、期日・内容については1ページ目については例年と変わらないような内容にしていますが、2ページ目です。(6)から(8)までにつきましては、先ほど説明しました施策要綱の中でモデル校事業ということで現在の課題について主体的、対話的で深い学び授業づくり、

また情報活用能力の育成、そしてキャリア教育といった点でのモデル校事業を展開していきますので、それに関する喫緊の課題である研修を年に1回ずつ来年度は入れていくということで考えております。

また、4番の教育研究所主催研修講座についてはコーチング断続講座を年間3回、また調査研究ということで、各教科において2つか3つ教科を絞っての授業づくり、若い先生方が参考にできるような授業づくりということで伺っております。

以上です。

教育長 基本的な事項の1ページ目についてはこれまでと流れとしては同じなんです。2ページ目の(6)(7)(8)について指導主事のほうで積極的に学校に関わりながら公開授業等も含めて内容の充実を図っていきたいということで新たな提案をしてくれています。

よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第16号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございました。

それでは、最後の議案第17号については一旦終了の後ということで、進行させていただきたいと思っております。

非公開議案

(1) 議案第17号 令和2年度筑後市立小中学校教諭等及び一般職の人事異動内申について

(非公開で審議後、原案可決)

4 報告事項

- (1) 令和2年度筑後市立小中学校入学式への出席について
- (2) 令和2年度筑後市立小中学校運動会・体育会の開催予定について
- (3) 令和元年度高等学校卒業式への出席について

5 その他

- (1) 今後の教育委員会予定
- (2) 令和2年度教育委員会開催日について

6 閉会のことば